

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険料率の見直しについて

### ■保険料率が変わりました

被保険者のみなさんが支払われている保険料は、2年ごとに保険料率を見直しています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。



#### ●均等割

(被保険者が等しく負担)

平成22・23年度

(年額)  
44,192円



平成24・25年度

(年額) **47,709円**  
(3,517円増)

#### ●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成22・23年度

10.28%



平成24・25年度

**10.61%**  
(0.33ポイント増)

#### ●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成22・23年度

50万円



平成24・25年度

**55万円**  
(5万円増)

### ◆保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得額」の合計で計算します。

**均等割**

【1人当たりの額】

**47,709円**

+

**所得割**

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成23年中の所得-33万円)×10.61%

=

**1年間の保険料**

(100円未満切り捨て)

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、7月に個別でお知らせします。

### 問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係

(1階④番窓口☎485-2111内線129)

## ■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

### ①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成24年度保険料
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,770円
33万円	8.5割軽減	⇒	7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒	23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	38,167円

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



### ②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## ■年間保険料額の例

#### ●単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度
80万円	9割	—	4,700円
153万円	8.5割	—	7,100円
168万円	8.5割	5割	15,100円
180万円	2割	5割	52,400円
211万円	—	5割	78,400円
250万円	—	—	150,600円

#### ●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度
80万円	夫	9割	—	4,700円
	妻	9割	—	4,700円
153万円	夫	8.5割	—	7,100円
	妻	8.5割	—	7,100円
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円
	妻	8.5割	—	7,100円
180万円	夫	5割	5割	38,100円
	妻	5割	—	23,800円
211万円	夫	2割	5割	68,900円
	妻	2割	—	38,100円
250万円	夫	—	—	150,600円
	妻	—	—	47,700円